仕 様 書

1 業務名

令和5年度岐阜県企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務の目的

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について、岐阜県(以下、「本県」という。)の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業(以下、寄附見込企業という)への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

3 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

(1) 寄附見込企業の洗い出し、調査分析に関すること

受託者は、寄附見込企業を洗い出し、調査分析の上、根拠を添えてリストアップする。 また、(2)により寄附見込企業へのアプローチを行った後には、寄附に同意した企業 のリストを作成する。

なお、リストに掲載された寄附見込企業については、本県と協議の上、加除することができる。

(2) 寄附見込企業に対するアプローチ及び本県とのマッチングに関すること

受託者は、本県の指示に基づき、企業版ふるさと納税による寄附を行った場合のメリットや、本県及び本県の寄附対象プロジェクトを紹介するパンフレット等の提案資料 (費用は受託者負担)を作成し、寄附見込企業に対して、個別訪問等により本県への寄附を提案する。

また、寄附に係る寄附見込企業のニーズを把握し本県へ情報提供するとともに、必要に応じて、寄附見込企業との面談を設定し、寄附獲得に向けたマッチングを行う。

- (3) 寄附見込企業へのサポート体制に関すること 受託者は、寄附見込企業からの各種問合わせ等に対応する。
- (4) 前号のほか、本県の寄附獲得に資する支援業務

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日(日)まで

5 委託料額

(1) 委託料額の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本県に対して、寄附見込企業 を紹介し委託期間内に寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払 うものとする。

委託料額 (成果報酬型)

寄附額×委託料率(1円未満の端数は切り捨てとする)

上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする

- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附額の20%以内(消費税別)とする。
- (3) 寄附額に応じて委託料が本県から受託者に支払われることについて、予め受託者が寄 附見込企業に明示し、寄附見込企業の了解を得ることとする。
- (4) 本業務による寄附であることを明確にするため、寄附見込企業が「清流の国ぎふ地方 創生応援事業寄附金申出書」の備考欄に、本業務による寄附であること及び紹介者(受 託者の名称)を記載し本県に提出し、本県は寄附受領後、速やかに受託者にこの旨を 伝え、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。

6 業務委託仕様書

業務委託契約に係る仕様書については、本委託業務仕様書及び提案者の企画提案を基に、 県と提案者が協議の上、決定するものとする。

7 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は委託者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

8 業務の進捗報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本県に対し報告を行うこと。特に、想定以上の寄 附が見込まれることにより、委託金額が契約額を超過することが見込まれる場合は、受託者 は速やかに本県に報告すること。

9 関係書類等の管理・保存

関係帳簿類や支出証拠書等を整備し、適切な事業運営に努めること。また、当業務完了時は、発注者の指示に従い、保管又は発注者への引き渡しを行うこと。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、 業務の一部を委託することができるものとする。

(3) セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うに当たり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、別記2「個人情報取扱特記事項」 のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に 努めること。

(5) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益 のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害 (第三者に 及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する 場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(6) 著作物の利用

別記3「著作権等取扱特記事項」のとおり取り扱う。

(7) 関連書類等の適正な整備

適正な業務執行を確保するため、必要に応じ業務現場調査を実施することがあるので、関係書類等の適正な整備を行うこと。

11 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、別記4「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する 措置要綱」に基づき、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由 が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたとき は、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止すること がある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の解除ができる。

この場合、発注者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について両者協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、 円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

13 その他留意事項

本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度発注者と協議 の上進めることとする。

14 発注者連絡先等

【連絡先】〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課地方創生係

電 話:058-272-1840 (直通)

メール: c11122@pref.gifu.lg.jp

別記1

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が 守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に 基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定 めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。
- (1)ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含

む。)

- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報 (これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

- 第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。
- 2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

- 第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従 事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかに しなければならない。
- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書 を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、 入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記 事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規 程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならなない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引

き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

- 第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、 滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - (1)第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させない こと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによる アクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
 - (2)本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、 受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用 して本業務を処理させないこと。
 - (3)発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
 - (4)発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き 渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
 - (5)管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
 - (6)管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判 読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明 するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、 契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

- 第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再 委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとす る。
- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の 名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置 の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の 方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況 を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して 説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況 について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

- 第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件 又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、そ の事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、 遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従 わなければならない。
- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、 受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

- 第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。
- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、 発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適 切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかに した体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなけ ればならない。
- 3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければな らない。
- 4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務 従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事 務従事者全員(派遣労働者を含む。)に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確に し、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければなら ない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に 利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでな い。 (漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた 場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を 作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法 (以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定 した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札 等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の 漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に 保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時 に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を 物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければな

らない。

- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、 完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任 者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせて はならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをい う。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、 乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の 取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法に ついて具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求め に応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。 ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容 を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、 甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調查)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

- 第 14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずると ともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情 報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該

漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除 することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の 賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。
- 注1 「甲」は発注者を、「乙」は受託者を指す。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物 に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供 した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物 に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条 及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
 - 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真 その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書 面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託 者に譲渡させるものとする。
 - 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 発注者は、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること(氏名又は変名を表示しないことを含む。)ができる。
- 2 受託者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用する にあたり、その利用形態に応じてその内容を改変(表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、 色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。)しようとするときは、その改変に同意す る。また、発注者は、印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物等の内容

を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 3 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいて も、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物 (CD-R) を当該 印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時 に発注者に移転する。

別記4

岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書に基づき、岐阜県が 発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除し、 その適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。
- (3) 森林整備業務 本数調整伐、下刈りその他森林整備の請負業務をいう。
- (4) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
 - イ 物品の製造の請負
 - ロ 物件の買入れ又は借入れ
 - ハ 役務の提供又は業務の委託(前2号の業務に係るものを除く。)
 - ニ 不用物の売払い
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (8) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (9) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - イ 法人にあっては、役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者 であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を代行し 得る地位にある者を含む。)をいう。)
 - ロ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事、その他イに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ハ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する者の権限を 代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)
- (10) 有資格者等 一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに県が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (11) 関係部局 入札参加資格者名簿を所管する林政部、県土整備部及び出納事務局をいう。
- (12) 暴排措置担当課長 関係部局において、暴排措置の決定に関する事務を行う治山課、技術検 査課及び出納管理課の長をいう。

- (13) 発注機関の長 知事、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)第2条第1項及び 第2項に規定する機関又は岐阜県公営企業組織規程(昭和46年企業管理規程第2号)第3条 及び第4条に規定する組織のうち、予算の執行及び会計事務を行う権限を有する機関の長 (暴排措置の対象となる個人又は法人等)
- 第3条 暴排措置の対象となる個人又は法人等(以下「暴排措置対象法人等」という。)は、次のと おりとする。
- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人 又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は 法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、 直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7)役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者である ことを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用 している個人又は法人等

(照会、回答及び排除要請)

- 第4条 暴排措置担当課長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当するか否かについて疑義がある場合には、岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課長(以下「組織犯罪対策課長」という。) に対し、別記第1号様式により照会するものとする。
- 2 組織犯罪対策課長は、前項の照会を受けたときは、暴排措置担当課長に対し、別記第2号様式により回答するものとする。
- 3 前項の場合によるほか、組織犯罪対策課長において、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当すると認める事実を確認したときは、暴排措置担当課長に対し、別記第3号様式により暴排措置の実施を要請するものとする。

(発注機関からの事案の照会)

- 第5条 発注機関の長は、有資格者等について、第3条各号に掲げる暴排措置対象法人等であるか 否かについて照会しようとするときは、暴排措置担当課長に対し、別記第4号様式により依頼 するものとする。
- 2 暴排措置担当課長は、前項の規定による依頼を受けて行った照会について、組織犯罪対策課長から、前条第2項の規定による回答があったときは、発注機関の長に対し、別記第5号様式によりその旨を通知するものとする。

(入札参加資格停止措置)

第6条 知事は、第4条第2項の規定による回答の内容が、有資格者等(入札参加資格者名簿に登載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下、この条及び第11条におい

- て同じ。)が暴排措置対象法人等に該当するとして、排除を要請するものであったとき、又は同 条第3項の規定による排除要請を受けたときは、別表各号に掲げる期間について、入札参加資 格停止措置を行うものとする。
- 2 知事は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行う場合は、当該共同 企業体の構成員(当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認められる者を 除く。)について、当該共同企業体に係る入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資 格停止措置を行うものとする。
- 3 知事は、前2項の規定による入札参加資格停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体 について、当該入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものと する。
- 4 知事は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、別記第6号様式により当該有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称、所在地、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。
- 5 暴排措置担当課長は、前項の通知及び公表をした旨を、別記第7号様式により組織犯罪対策課 長に通報するものとする。
- 6 知事は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。
- 7 入札参加資格停止措置に係る手続は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置 要領、岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領又は岐阜県製造の請 負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止等措置要領の定めるところによる。 (一般競争入札からの排除)
- 第7条 発注機関の長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等 の入札参加を認めないものとする。
- 2 発注機関の長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札 参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

- 第8条 発注機関の長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等 を指名しないものとする。
- 2 発注機関の長は、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、契約の締結までの間に入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

- 第9条 発注機関の長は、有資格者等が暴排措置対象法人等に該当する場合には、当該有資格者等 を随意契約の相手方としないものする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の 承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項の承認は、岐阜県建設工事入札参加資格委員会又は岐阜県物品購入業者選定審査会の議を 経て行うものとする。

(契約解除)

- 第10条 発注機関の長は、契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、暴排措置対象法人等に該当する場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、 やむを得ない事由があり、知事の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注機関の長は、前項の場合において契約を解除したときは、別記第8号様式により暴排措置担当課長を経由して、その旨を組織犯罪対策課長に通報するものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

- 第 11 条 暴排措置担当課長は、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由 となった事実について改善したとして別記第 9 号様式による入札参加資格停止措置の解除の申 し出があった場合は、別記第 10 号様式により組織犯罪対策課長に対し、当該有資格者等につい て改善の状況を照会するものとする。
- 2 組織犯罪対策課長は、前項の照会を受けたときは、暴排措置担当課長に対し、別記第11号様式により回答するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該措置期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について、改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。
- 4 入札参加資格停止措置の解除又は継続について、岐阜県建設工事入札参加資格委員会又は岐阜県物品購入業者選定審査会の議を経て行うものとする。
- 5 知事は、第3項の規定による入札参加資格停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、別記第12号様式により当該措置を受けた有資格者等に通知するとともに、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、その者の商号又は名称、所在地及び当該措置を解除した理由を公表するものとする。
- 6 暴排措置担当課長は、前項の通知をした旨を、別記第13号様式により組織犯罪対策課長に通報するものとする。

(不当介入への対応)

- 第 12 条 発注機関の長は、有資格者等が県が発注した契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、警察に通報するよう指導するものとする。
- 2 発注機関の長は、不当介入を受けた有資格者等が、警察への通報を行った場合において、不当 介入を受けたことにより当該契約につき、履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるとき は、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等必要な措置を講じるものとする。

(関係機関の連携)

第13条 暴排措置担当課長及び組織犯罪対策課長(「以下「関係課の長」という。)は、この要綱に基づく暴排措置に関する事務が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力し、連携を図るものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度関係課の長が協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は、平成22年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。